

議案第69号

養父市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定 について

養父市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

養父市立学校給食センター設置条例（平成16年養父市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、小学校、中学校の園児及び児童並びに生徒」を「小学校及び中学校に通学する児童及び生徒」に改める。

第4条を第6条とする。

第3条中「所要職員」を「所長その他必要な職員」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（運営委員会）

第5条 学校給食に関する重要事項を調査及び審議するため、教育委員会の附属機関として、養父市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第2条の次に次の1条を加える。

（業務）

第3条 学校給食センターは、養父市立小学校及び中学校に通学する児童及び生徒に対する学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に関し必要な業務を行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号 養父市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、<u>養父市立幼稚園、小学校、中学校の園児及び児童並びに生徒</u>に学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として、学校給食センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 条 学校給食センターに、<u>所要職員</u>を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第 4 条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、<u>養父市立小学校及び中学校に通学する児童及び生徒</u>に学校給食を実施するため、その調理等の業務を一括処理する施設として、学校給食センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第 3 条 <u>学校給食センターは、養父市立小学校及び中学校に通学する児童及び生徒に対する学校給食の調理、運搬その他学校給食の実施に関し必要な業務を行う。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第 4 条 学校給食センターに、<u>所長その他必要な職員</u>を置く。</p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p>第 5 条 <u>学校給食に関する重要事項を調査及び審議するため、教育委員会の附属機関として、養父市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 (略)</p>